

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年4月28日
【発行者名】	積水ハウス・リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 井上 順一
【本店の所在の場所】	東京都港区元赤坂一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	積水ハウス投資顧問株式会社 取締役管理本部長 木田 敦宏
【電話番号】	03-6447-4870
【届出の対象とした募集 (売出)内国投資証券に 係る投資法人の名称】	積水ハウス・リート投資法人
【届出の対象とした募集 (売出)内国投資証券の 形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 20,443,836,000円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 1,069,224,000円 (注1) 発行価額の総額は、平成27年4月15日(水)現在の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。 ただし、今回の一般募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は、上記の金額とは異なります。 (注2) 売出価額の総額は、平成27年4月15日(水)現在の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。
安定操作に関する事項	1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年4月24日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、本投資法人の指定する販売先である積水ハウス株式会社の状況等に関する事項を追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券

(16) その他

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券】

(16)【その他】

申込みの方法等

<訂正前>

(前略)

- (ホ) 引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本投資法人の投資主であり、かつ本資産運用会社の株主である積水ハウス株式会社（以下「指定先」又は「積水ハウス」ということがあります。）に対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、3,100口を販売する予定です。

<訂正後>

(前略)

- (ホ) 引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本投資法人の投資主であり、かつ本資産運用会社の株主である積水ハウス株式会社（以下「指定先」又は「積水ハウス」ということがあります。）に対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、3,100口を販売する予定です。

指定先の状況等につきましては、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 販売先の指定について」をご参照下さい。

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<訂正前>

(前略)

2 ロックアップについて

- (1) 一般募集に関連して、指定先に、共同主幹事会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集に係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸渡し等を除きます。）を行わない旨を約していただく予定です。

共同主幹事会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有する予定です。

(後略)

<訂正後>

(前略)

2 ロックアップについて

- (1) 一般募集に関連して、指定先は、共同主幹事会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集に係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸渡し等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

共同主幹事会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

(中略)

3 販売先の指定について

① 指定先の状況

a. 指定先の概要	名称	積水ハウス株式会社	
	本店の所在地	大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第64期 (自 平成26年2月1日 至 平成27年1月31日) 平成27年4月24日 関東財務局長に提出	
b. 本投資法人と指定先との関係	出資関係	本投資法人が保有している指定先の株式の数 (平成27年4月28日現在)	—
		指定先が保有している本投資口の数 (平成27年4月28日現在)	60,200口
	人事関係	本投資法人と指定先との間には、人事関係はありません。	
	資金関係	本投資法人は、指定先から借入れをしていません。また、指定先は、本投資法人の借入債務につき、保証及び担保を提供していません。	
	技術又は取引等の関係	本投資法人は、本資産運用会社及び指定先との間で、パイプライン・サポート契約、スポンサー・サポート契約及び投資口の保有に関する覚書並びに商標の使用に関する覚書を締結しています。また、指定先は、取得予定資産に関して、本投資法人との間で信託受益権売買契約書を締結しています。	
c. 指定先の選定理由	指定先は本資産運用会社の株主であり、本投資法人の投資主の利益と指定先の利益を共通のものにするという観点から、指定先として選定しています。		
d. 販売しようとする本投資口の数	3,100口		
e. 投資口の保有方針	本投資法人及び本資産運用会社は、指定先より、指定先が保有する投資口については、一定期間保有を継続する意向であることを確認しています。		
f. 払込みに要する資金等の状況	本投資法人は、指定先が提出済みの前記有価証券報告書等にて、貸借対照表及び連結貸借対照表における現金預金を確認することにより、指定先が上記3,100口の払込みに要する資金を有していると判断しています。		
g. 指定先の実態	平成27年4月28日現在、指定先は、東京証券取引所市場第一部及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部に上場していることから、特定団体等との関係を有していないものと判断しています。		

② 投資口の譲渡制限

指定先は、一般募集に関連して、ロックアップに関する合意をしています。その内容につきましては、前記「2 ロックアップについて (1)」をご参照下さい。

③ 発行条件に関する事項

一般募集における本投資口の一部を指定先に販売するものであり、指定先への販売は一般募集における発行価格にて行われるため、指定先に対して特に有利な条件には該当しません。

④ 一般募集後の主要な投資主の状況

氏名又は名称	住所	所有投資口数 (口)	総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)	一般募集後の所有投資口数 (口)	一般募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)
積水ハウス株式会社	大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号	60,200	9.53	63,300	7.97

(注1) 本投資法人の設立時以降本書の日付現在まで、振替法に基づく総投資主通知を受けていませんので、指定先の保有状況についてのみ記載しています。なお、平成27年3月末日現在、後記「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 1投資法人の概況 (6)主要な投資主の状況(注2)」に記載の大量保有報告書等が提出されています。

(注2) 所有投資口数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成27年4月28日現在の数値を記載しています。

(注3) 一般募集後の所有投資口数及び一般募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年4月28日現在の所有投資口数及び総議決権数に一般募集による増加分を加味し、本件第三者割当による新投資口の全部が発行された場合の数値を記載しています。

⑤ 投資口併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

⑥ その他参考になる事項

該当事項はありません。